

生涯学習ステーション管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民に対してインターネットにより生涯学習情報を提供するための生涯学習ステーション（以下「ステーション」という。）に関して、管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

(ステーションの管理)

第2条 ステーションの管理運営は、埼玉県教育局教育総務部生涯学習推進課が行い、生涯学習推進課長をステーションの管理者（以下「管理者」という。）とする。

(運営の内容)

第3条 次の各号の生涯学習に関する情報を提供する。

- (1) 指導者情報
- (2) 講座、講習会等の学習機会情報
- (3) 学習資料情報
- (4) その他生涯学習に関する情報

2 前号(1)から(4)に係る情報の問い合わせに対応する。

(情報の登録)

第4条 前条に関する事項については、別に定める。

(ホームページの設置)

第5条 ステーションは埼玉県ホームページ管理システム(CMS)内に設置する。

2 入力端末機は、埼玉県教育局教育総務部生涯学習推進課に設置する。

(情報の取り扱い)

第6条 入力端末機を操作する者は、ステーションの運用に当たっては、個人情報の取り扱いに十分配慮しなければならない。

2 情報は、県民の生涯学習を支援する目的に使用しなければならない。

附 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。